

霧島市ふるさと創生有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づき、人口減少を克服し、地域の活性化を推進する施策・取組を検討するに当たり、広く民間有識者等の意見を聴取することを目的として、霧島市ふるさと創生有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 有識者会議は、霧島市地方創生推進本部設置要綱（平成27年霧島市告示第9-1号）第1条に規定する霧島市地方創生推進本部に対し、次に掲げる事項について、必要な助言、提案、報告等を行うものとする。

- (1) 霧島市ふるさと創生人口ビジョンの策定及び変更に関すること。
- (2) 霧島市ふるさと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び変更に関すること。
- (3) 総合戦略の推進及び効果検証に関すること。

(組織)

第3条 有識者会議は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 委員は、市政について優れた見識を有する者及び公募に応じた者のうちから市長が委嘱する。
- 3 有識者会議に委員長1人及び副委員長1人を置く。
- 4 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 委員長は、有識者会議の会務を総理する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 有識者会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 有識者会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(関係者の出席)

第6条 有識者会議において、委員長が必要があると認めるときは、専門家又は関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 有識者会議の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、委員長が有識者会議に諮り定めるものとする。

附 則（平成28年告示第251号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年9月23日から施行する。

（最初の委員の任期）

2 この要綱の施行後初めて委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

（経過措置）

3 この要綱の施行後最初に開催される有識者会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

# 「霧島市ふるさと創生総合戦略」推進に係る組織体制図

